

農芸化学女性研究者賞、農芸化学若手女性研究者賞、及び農芸化学女性企業研究者賞表彰規程

第 343 回理事会（2016 年 5 月 23 日）承認

第 351 回理事会（2017 年 7 月 21 日）承認

第 362 回理事会（2019 年 5 月 30 日）承認

第 368 回理事会（2020 年 5 月 29 日）承認

第 372 回理事会（2021 年 2 月 19 日）承認

第 389 回理事会（2023 年 7 月 5 日）承認

（目的）

第 1 条 この規程は、農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会が選考する農芸化学女性研究者賞及び農芸化学若手女性研究者賞の受賞者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（種類）

第 2 条 表彰は農芸化学女性研究者賞、農芸化学若手女性研究者賞、及び農芸化学女性企業研究者賞とする。

（表彰基準）

第 3 条 表彰の基準は次の通りとする。

1. 農芸化学女性研究者賞は農芸化学分野で顕著な研究成果をあげ、これからも高い研究成果をあげて農芸化学研究の発展に寄与するとともにキャリアアップが期待される女性研究者
2. 農芸化学若手女性研究者賞は農芸化学分野で優れた研究成果をあげた女性研究者で、表彰年度の 4 月 1 日時点で満 43 歳以下の者
3. 農芸化学女性企業研究者賞は企業において、農芸化学分野の顕著な研究成果または商品開発に貢献した女性正会員に授与する。

（表彰）

第 4 条 表彰は表彰式において行うこととし、受賞者には、賞状、賞牌、及び副賞（女性研究者賞と若手女性研究者賞受賞者）を授与する。

（受賞者の執筆義務）

第 5 条 農芸化学女性研究者賞及び農芸化学若手女性研究者賞の受賞者は受賞研究内容あるいは受賞研究内容に関連した総説を化学と生物誌に執筆することとする。なお、受賞者が希望する場合は Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry 誌にも執筆するものとする。